平成２５年（フ）第５２号
兵庫県佐用郡佐用町櫛田1252番地
債務者　三木　正弘
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２５年（フ）第１２９号
広島県呉市広徳丸町22番６―301号
債務者　沖田みどり
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１３２号
広島県呉市押込西平町14番５号
債務者　伊藤　満弘
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１３９号
広島県呉市焼山ひばりケ丘町17番５号
債務者　三戸　裕仁
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第４４４号
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥四丁目３番地の16　いわみ荘６号
債務者　髙橋　玄嗣
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９１号
神奈川県小田原市酒匂２丁目38番12号
債務者　田中　安子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第４９２号
神奈川県足柄上郡松田町松田惣領1310番地１中澤ハイツ303
債務者　川上　北斗
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第３２４号
愛知県江南市松竹町米野18番地　県営松竹住宅７棟205号
債務者　松本　智子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４３６１号
大阪府吹田市内本町１丁目10番11―503号、前住所大阪府吹田市昭和町１番22号
債務者　池田　貞夫
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３７０号
大阪市東住吉区桑津４丁目３番１―501号
債務者　松尾　浩一
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５４５号
大阪府茨木市新和町10番６号　ＦＬＡＴ34茨木315号、前住所大阪府摂津市千里丘５丁目２番６号
債務者　村田　龍斗（旧名美歩）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６２９号
大阪府寝屋川市御幸西町６番６―702号
債務者　田中　陽子（旧姓笹川）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６３０号
大阪府東大阪市日下町４丁目３番15―402号
債務者　奥田　進治
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６８８号
大阪市平野区加美北８丁目８番27―605号、前住所大阪市浪速区日本橋５丁目６番19―806号
債務者　小松　梨穂（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８０８号
大阪府豊中市岡上の町３丁目１番５号
債務者　上田　幸男
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８１９号
大阪府吹田市山田東１丁目36番１―304号
債務者　金岡智栄子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９２２号
大阪市港区市岡元町３丁目９番15―304号
債務者　佐藤　忠富
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部